

◎2016年9月定例会・一般質問

◎知事、教育長答弁、田辺の意見・要望

【小川洋知事】

お答えを申し上げます。まず初めに、障害者就業・生活支援センターにおける相談・支援についてでございます。

センターの相談・支援件数でございますが、全ての障害保健福祉圏域にセンターを設置をいたしました、その初年度でございます平成23年度は4万3633件でございますが、昨年度は5万8289件と約3割増加をいたしております。また、登録者数でございますが、23年度の3646人から昨年度は6423人と約7割増加をいたしました。このうち、精神障がい者からの相談・支援件数でございますが、昨年度2万2460件で23年度から4割増加をし、登録者も昨年度2218人と23年度から倍増しているところであります。

平成30年度に精神障害者が法定雇用率の算定の基礎に加わりますことから、精神障害者の雇用ニーズというものが高まってきております。そのことが、センターへの相談・支援件数や登録者数の増加につながっておりまして、今後も同様の形で推移するものと考えられます。

センターの現状についてでございます。

県では、実務担当者によります定期的な会議や、センターを直接訪問して行うヒアリングなどによりまして、現場の実態把握に努めているところであります。

センターにおきましては、ここ数年、精神障がい者の相談が増加いたしております。その支援には、本人や家族の障がい理解に時間がかかること、体調や症状に波があることなど、他の障がいとは異なる難しさがございまして、センターが担う役割は質量ともに増大をしていると考えております。

センターの制度運用の実態でございますけれども、センターの役割がこのように増大していく中で、障がい者の生活支援や相談業務を行う職員の人件費等に係る国の補助基準額が減額をされている状況にございます。このため、現場から、十分な技能や経験を有する人材の確保が難しいというお声が上がっております。県といたしましては、障がい者の生活支援を円滑に行うためには、この補助基準額を引き上げ、人材を確保していくことが必要であると考えております。

その財源の確保や制度設計の改善でございます。

県では、センターの生活支援事業に対する補助基準額の引き上げにつきまして、9月上旬、関係の7府県とともに厚生労働省に対し、要望を行ったところでございます。

今後とも、補助基準額の引き上げや、センターが効果的なサービスを提供できる制度の改善につきまして、他の都道府県と課題の共有を図りながら、政府予算要望などの機会を捉えまして、国に対し要望をしております。

次に、県独自の支援でございます。年々増加している精神障がい者への対応といたしまして、平成 24 年度に心理専門職を、また昨年度には精神保健福祉士をセンターに配置をいたしまして、カウンセリングや就職に向けた生活指導を行うなど、その体制を拡充したところでございます。

今後とも、現場の実態把握に努めながら、センターがこうした新しい課題に対応し、その期待される役割、機能を十分発揮できるよう支援をしております。

【城戸秀明教育長】

まず、朝食摂取率の目標値を 95%と設定した理由についてでございます。平成 22 年度の朝食摂取率に関する調査で、「毎日朝食を食べる」と回答した児童の割合が 87.2%であり、これに「どちらかと言えば食べている」と回答した児童の割合 8.2%を加えまして、結果として 10%増を目指して、目標値といたしました。

次に、目標値が達成されていないことへの総括についてでございます。手軽な外食産業の普及や、生活スタイルに合わせた食生活の多様化により、偏った栄養摂取、不規則な食事など子どもの様々な食生活の乱れが顕著になってきております。また、一部の保護者に、食に対する意識の低下が見受けられるなど、家庭において、子どもに望ましい食習慣を身に付けさせることが困難となっております。こうした状況の中、近年の朝食摂取率の低下は、本県を含め全国的な傾向となっております。

県教育委員会では、子どもと保護者が共に食に対する意識を高める「学校給食フェア」の開催や、福岡県 PTA 連合会が実施する、学校と家庭が連携した「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動を推進してまいりました。

しかしながら、こうした取組みが、保護者一人一人に浸透するには至っておらず、朝食摂取率の伸びにつながっていないと考えております。

次期総合計画の目標についてでございます。

子どものうちに望ましい食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培う基礎となるものであります。特に朝食を毎日食べることは、幼少期に基本的な生活習慣を定着させる観点からも非常に重要であると考えております。また、子どもの中には朝食にお菓子等を食べている子どもも見受けられるため、食事内容等の改善も大切であると考えております。

県教育委員会といたしましては、今後、子どもの食をめぐる環境の変化を踏まえつ

つ、次期総合計画においても、適切な目標の設定を検討してまいります。

目標達成に向けた実効性ある取組みについてでございます。目標達成のためには、保護者の意識を変えることがカギであり、「子どもを通した保護者への個別のアプローチを行う仕組み」づくりは、視点として重要なものであると考えます。ただその際、子どもを通してとは言え、私生活の在り方に関与することとなりますので、どのような方法で、どこまで踏み込んでアプローチできるのか、慎重に検討してまいります。

次に、子どもたちの「自活する力」を養うための取組みについてでございます。本県では、異年齢集団の子どもたちが、1週間程度、家庭を離れて、日常の生活体験を共にしながら学校に通う通学合宿や、子どもたちが、自分自身の力で弁当作りを行う「ふくおか弁当の日」の取組みを推進しており、実践校も年々増加しております。これらの取組みは、子どもの自立心や生活力を育む上で、大変有効と評価されており、今後もその取組みを進めてまいります。

古賀東中学校の取組みについてでございます。この取組みは、学校と保護者と地域が協働して、子どもの学力と健康を育てることを目指すもので、現在、県が進めている、地域とともにある学校づくりの先進的な事例であると評価しております。

また、この取組みにより、朝食を食べる習慣がなかった生徒からも「朝、おにぎりを食べることで元気が出て、朝食の大切さを実感した」といった声が聞かれ、生徒に朝食の重要性を実感させるとともに、保護者にも朝食の意義を再認識させるなど、食育上も有効な取組みであると考えております。

今後、本県における特色ある取組みとして、校長、教頭研修会などの学校関係者やPTA関係者を対象とした研修の場で周知してまいりたいと考えております。

【田辺の意見・要望】

ご答弁をいただきました。

知事に意見、指摘をしておきます。今回、国制度に関して知事に質問させていただいたのは、知事が、障害者就業・生活支援センターを指定する権限を持っているためです。

制度としては、厚生労働省という同じ省内なのに旧省庁の縦割りで財源の主体が異なると、結果として、現場で受託している社会福祉法人にとって一体的・総合的な運営が阻害されて、「赤字」補てんまでせざるを得ない状況を生んでしまっている現実には、指定権限を持っている知事にとってもぜひご認識をいただきたいと考えました。そして、ここが重要ですが、本県は委託主体となっていない就業支援の部分について、

個々の財政運営の実態を詳細に把握できていない現状にあります。これは指定の主体となる者として適切なのかという疑問を持ちましたので、制度改善といった点を国に求めていただきたいと要請をさせていただきました。

知事からの答弁では、これまでの活動に加えて、この制度改善についても、「他の都道府県と課題の共有を図りながら、国に対し要望する」という考えを示していただきましたので、ここ非常にハードルが高いのですが、ぜひ、同じ制度の中で47都道府県おかれていますので、仲間を増やすというか、しっかりと連携して結果につながるよう取り組んでいただきたいと強く求めておきたいと思えます。

教育長からは、生活習慣と学力における朝食の重要性を共有していただきまして、次期総合計画においても目標設定を検討する旨、また個別アプローチの仕組み作りについても答弁をいただきました。

古賀東中学校の点についても周知をいただけるということですが、これかなり実は難しい、実現するに難しい取り組みです。ぜひ周知の際に伝えていただきたい最大のポイント、これ運営者の方々がおっしゃっているのですが、「組織運営をしないこと、そして、受動的に行動する人を生産しないで運営している」というところでした。地域の大人一人一人が、主体的に子どものために行動する意識を持つ、自発的に参加する、これが結果的として一人一人の負荷を最小にし、継続的に取り組んでいける環境につながっているということでした。これは、ぜひ教育長に伝えていただきたいとのことでしたので、お伝えいたします。こうした地域のあり方を、県内各地の学校・地域関係者に知ってもらうために、県教委が果たすべき役割がある、そのために取り組んでいただきたいとの思いで質問しましたので、教育長はこれを汲んでいただきまして、気合を入れて、しっかり周知を図っていただきたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。